

議案第3号

市長の専決処分事項の承認を求めることについて

財産の処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和8年2月24日提出

大田原市長 相馬 憲一

専決第2号

専 決 処 分 書

財産の処分については、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和8年1月28日

大田原市長 相 馬 憲 一

記

- 1 処分の目的 森林資源の循環活用のため
- 2 財産の表示
所在 大田原市南方字上南方
上南方分収林（25お林小班）
種類 立木（スギ・ヒノキ等）
数量 6,868立方メートル
- 3 処分価格 31,790,000円
（うち市収入分22,253,000円）
- 4 処分の方法 素材生産販売委託